

議第3号

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手続に関する  
規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手続に関する規程の一部を改  
正する訓令を次のように定めるものとする。

令和5年3月17日提出

岐阜県教育委員会  
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

暫定再任用制度の運用開始に伴い、所要の規定整理を行うため。

< 関連法令 >

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

## 岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令の概要

### 1 改正の趣旨

令和5年度から暫定再任用制度の運用開始に伴い所要の改正を行うもの。

### 2 施行日

令和5年4月1日

### 3 改正の内容

人事異動通知書の交付については、「職員を再任用した場合」から「職員を暫定再任用した場合」等に改正する。

岐阜県教育委員会訓令甲第 号

事務局一般  
各県立学校

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会  
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程（昭和四十一年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号の三中「を再任用し」を「の暫定再任用を行い」に、「再任用した」を「暫定再任用をされた」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程（昭和四十一年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）新旧対照表

（新）

（旧）

第一条 略

第一条 略

（通知書の交付）

（通知書の交付）

第二条 岐阜県教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、当該職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付するものとする。

第二条 岐阜県教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、当該職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付するものとする。

一から十の二まで 略

一から十の二まで 略

十の三 職員の暫定再任用を行い、若しくはこの任期を更新し、又は暫定再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となつた場合

十の三 職員を再任用し、若しくはこの任期を更新し、又は再任用した職員が異動し、任期の定めのない職員となつた場合

十一及び十二 略

十一及び十二 略

第三条から第六条まで 略

第三条から第六条まで 略

付則 略

付則 略